



Doshisha University Academic Repository

同志社大学学術リポジトリ

## ルソーにおける政治的身体と一般意志

著者	平 光佑
学位名	博士(哲学)
学位授与機関	同志社大学
学位授与年月日	2022-03-20
学位授与番号	34310甲第1194号
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/00028832">http://doi.org/10.14988/00028832</a>

# 博士学位論文審査要旨

2022年1月7日

論文題目： ルソーにおける政治的身体と一般意志

学位申請者： 平 光佑

審査委員：

主査： 文学研究科 教授 庭田 茂吉

副査： 文学研究科 教授 中川 明才

副査： 文学部 准教授 服部 敬弘

要 旨：

本論文の主旨は、ルソーにおける「政治的身体 (corps politique)」の観点に基づき、『社会契約論』の有機的・統一的読解を提示することにある。

周知のように、『社会契約論』は、三つの原理、「社会契約」、「一般意志」、そして「人民主権」からなる。それゆえ、この作品の有機的・統一的読解のためには、国家においてこれら三つの原理の全体的連関を示し、それぞれの原理が果たす役割を明確にしなければならない。しかし、この課題は見かけほど簡単ではない。理由の一つは、それらの原理をめぐるルソーの論述が明瞭さを欠き、多義的な解釈を許容することにある。しかし、それ以上に問題なのは、ルソー自身が言うように、全体的連関の鍵となる一般意志論において、「一般意志」と「特殊意志」との一致が「奇蹟」と考えられている点である。この「奇蹟」という事態にどのような言葉を与えるべきなのか。『社会契約論』が難解な書物と言われる所以である。本論文の新しさは、こうした課題に対して、ルソーの政治哲学において、改めて、「政治的身体」のアナロジーを捉え直し、この概念にしたがって有機的・統一的読解を試みた点にある。

本論文は次の六章からなる。第一章「政治的身体論とその歴史的背景」では、「政治的身体」のアナロジーが反復・変容され、主権国家の成立においてその死が前景化されていく過程が取り上げられる。第二章「ルソーの政治的身体論」では、ルソーによるこの概念の捉え直しがなされ、「意志」や「生と死」の比喩において彼独自の用法が見られる点が示される。第三章「ルソーにおける政治体の生と死」では、『社会契約論』における「政治的身体」としての国家の生と死の問題が取り上げられ、アナーキーや独裁の問題、主権行使の一樣態としての人民の「抵抗」の問題が論じられる。第四章「一般意志と特殊意志の結合はいかにして可能か」では、ルソーの「意志」概念の検討がなされ、二つの意志を媒介する「利害」概念の重要性が指摘され、両者の結合が論じられる。第五章「理性と情念」では、有機的・統一的読解の問題の一つであった、ルソーにおける「宗教」の問題が取り上げられ、その道具的性格によって一般意志形成に果たす役割が強調される。そして、第六章「ルソーにおける啓蒙の問題—人民が人民になること—」では、「立法者について」の章で触れられる「啓蒙」の問題に関して、人民が人民になるためには、「政治的身体」のアナロジーに基づく習俗の純化による自己完成の重要性の指摘がなされる。

本論文の主旨、「政治的身体」のアナロジーに基づく『社会契約論』の有機的・統一的読解の試みは功罪両面が認められる。なぜなら、こうした実在論的モデルによる読解は、「立法者」や「主権者」の問題を初め、『社会契約論』のいくつかの重要な問題についてうまく論じることができないという難点を併せもっているからである。とはいえ、「政治的身体論」の捉え直しによる一貫した読解という野心的試みは従来のルソー研究に一石を投じるものであり、高く評価することができる。よって、本論文は博士(哲学)(同志社大学)の学位を授与するにふさわしいと認められる。

## 総合試験結果の要旨

2022年1月7日

論文題目： ルソーにおける政治的身体と一般意志

学位申請者： 平 光佑

審査委員：

主 査： 文学研究科 教授 庭田 茂吉

副 査： 文学研究科 教授 中川 明才

副 査： 文 学 部 准教授 服部 敬弘

要 旨：

上記審査委員は、学位申請者平光佑氏に対する総合試験を2022年1月7日午後3時から、約3時間実施した。

総合試験において、学位申請者は、提出された論文の内容かつ関連事項に関する口頭試問に対して、適切に応答し、論文の意義とその研究水準の高さを示すとともに、主題の背景となる哲学史的な理解、および近現代の哲学的課題についても、広範な専門的知識や深い教養をそなえていることを証明した。

また語学試験（フランス語、英語）においても、提出された外国語文献読解の課題に対して適切に対応し、学位申請者が研究上要求される語学能力を十分に有していることが証明された。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士学位論文要旨

論文題目： ルソーにおける政治的身体と一般意志

氏名： 平 光佑

要旨：

本論文の目的は、ルソーにおける「政治的身体(*corps politique*)」の概念に着目することによって、『社会契約論』の有機的・統一的読解を提示することである。

『社会契約論』の国家論は、三つの基本原理から構成されていると考えることができる。その三つとは、「社会契約」、「一般意志」、「人民主権」である。第一に「社会契約」とは、「それによって人民が人民になるような行為」、すなわち国家創設の行為のことである。第二に「一般意志」とは、人民の持つ常に正しい意志のことである。そして第三に「人民主権」とは、主権は人民に存しており、それを政府に委譲することはできないということである。『社会契約論』をいかに読解するかということは、結局、これら三つの概念をいかに理解するかということに帰着する。しかし、言うまでもなく、それらの概念をそれぞれ個別に解明することはできない。むしろ、重要なことは、それらが互いにどのように関連し合っているのかを明らかにすることである。ルソーの論述はその点に関して明晰とは言い難く、そのことが『社会契約論』の読解を困難にしている原因ともなっている。したがって、『社会契約論』を有機的・統一的に読解するという本論文の目的は、これら三つの基本原理の有機的・統一的連関をいかにして提示できるかということにかかっている。そして、この目的を果たすために、本論文では「政治的身体」という概念に着目する。

「政治的身体」は、通常は「政治体」とも訳されるように、「国家」を意味する政治学用語の一つである。それゆえ、この用語は『社会契約論』においては、同じく「国家」を意味する *État* や *Cité*、*Puissance* などの類義語とみなされる。しかし、この「政治的身体」には特定のニュアンスがある。すなわち、この用語には、国家と身体とのアナロジーが含意されているのである。それは、古典的な意味合いでは、たとえば次のように用いられてきた。人間の身体においては頭が命令し、四肢がそれに従うのが当然であるように、国家という身体においては頭としての王が命令し、四肢としての臣民がそれに従うことが必要である、と。しかし、ルソーにおける「政治的身体」のアナロジーは、次の二つの点で、従来とは異なる独自性をもつ。第一に、身体に宿る「意志」を強調した点である。「一般意志」とは、「政治的身体」に宿る意志のことなのである。第二の独自性は、身体の可死性を強調した点である。政治体の可死性について、ルソーは次のように言う。「政治体は、人間の身体と同様に、生まれた時から死に始める」、と。人間の身体が生まれ、生き、そして死んでいくように、政治的な身体としての政治体もまた、生まれ、生き、そして死ぬということである。本論文では、ルソーの「政治的身体」概念のこのような特色に注目することによって、「社会契約」、「一般意志」、「人民主権」の有機的・統一的連関を次のように説明することが可能であると考えられる。すなわち、国家はまず「社会契約」によって誕生する。そして、国家は、その身体に「一般意志」が維持される限りにおいて生存する。そして、生命の原理としての「一般意志」を有しているのは人民であり、政府はその「一般意志」に従う存在なのであるから、主権はあくまでも人民に存しているのである。

以上のようにルソー国家論の基本原理の相互連関が明らかになると、次に問題になるのは、いかにして国家を運営管理するかである。『社会契約論』は、国家の原理についてだけでなく、統治についても論じているのである。しかしながら、その原理と統治の関係性は、やはり明確とは言えない。特に「一般意志」について言えば、それは原理としては常に正しい意志であるが、現実

には各市民の持つ「特殊意志」と対立することがあるため、それらを一致させることが統治の課題となる。『政治経済論』によれば、それらが一致することは「奇蹟」である。そして、その後年に書かれた『社会契約論』では、いかにしてその「奇蹟」を起こすかが課題となる。ところが、『社会契約論』は、その「奇蹟」について論じた章において、最も脆弱なものとなっている。なぜなら、ルソーは、「奇蹟」を起こすためには「立法者」や「市民宗教」が必要であると言うからである。従来の研究者たちは、一般意志と特殊意志の一致を宗教の力に頼ろうとするそれらの章に、ルソー国家論の破綻を見ようとしてきた。言い換えれば、それらの章は、三つの基本原理を逸脱しているように見えるのである。しかし、本論文では、やはり「政治的身体」の視座に立つことによって、それらの章が『社会契約論』の有機的・統一的連関を損なうものではないことを示す。たしかに、ルソーは宗教を国家共同体を成り立たせるために必要不可欠の要素とみなしている。しかしながら、その場合でも、宗教は決して神秘的なものとしては理解されていない。むしろ、宗教は政治に従属する地位に留め置かれている。すなわち、ルソーは宗教を、人間の情念を制御するための道具とみなしているのである。このことを踏まえて、本論文では、「一般意志」と「宗教」との関係性を次のように整理する。すなわち、一方で「一般意志」が「政治的身体」の生命の原理であるのに対して、他方「宗教」に関する章は、「政治的身体」のもつ情念について論じているのである。それは、原理からの逸脱ではなくて、むしろ原理と表裏一体の関係にある統治について述べたものなのである。

このように、『社会契約論』は政治的身体論として読解することができる。そして、それはルソーの国家論がルソーの人間学に基づいていることを意味している。それゆえ、ルソー国家論のさらなる解明のためには、ルソー人間学の分析が不可欠となる。本論文では、『エミール』『サヴォワの助任司祭の信仰告白』のテキストを参照することによって、この分析を行う。重要な点は、「意志」「理性」「情念」「利害」の関係である。ルソーにおいては、人が「意志する」ということは、人が自分の「利害」を欲するということと同義である。そして、何が自分の利害であるかを認識するために「理性」が用いられるのに対して、「利害」への関心の強さは、情念によって規定される。それゆえ、利害を追求する意志とは、理性と情念の両方が合わさった精神の作用なのである。

「意志」についてのこうした人間学的理解は、特殊意志と一般意志についての理解にも適用できる。通常、特殊意志は自己利害を追求し、一般意志は共通利害を追求するものとして、両者は対立関係にあると考えられている。しかし、そのような理解に立つ限り、ルソーの言う「奇蹟」は起こりえないはずである。「奇蹟」が起きるためには、両者を繋ぐ何らかの媒介が必要である。その媒介とは、ルソーの人間学の分析を踏まえれば、「利害」である。たしかに、各市民は特殊意志に従って自己利害を追求するのであるが、それは必ずしも国家の共通利害に反するとは限らない。自分が欲する利害が他人の欲する利害と一致することは十分ありうるからである。また、自己利害の追求は、放棄されてはならない。なぜなら、それは他人に従属することを意味するからである。さらに、自己利害の追求を徹底するためにも、共通利害についての認識は不可欠である。その共通利害とは、他人の利害を侵害しないということである。他人の利害を侵害しないことを互いに約束することによってはじめて、各人は自己利害を追求することを権利として主張できるからである。もちろん、このように特殊意志と一般意志の一致がありうるという認識に到達するためには、市民は「啓蒙」されなければならないだろう。しかし、一般意志と特殊意志との関係については、次のように結論づけられる。すなわち、一般意志は特殊意志の貫徹によって成立するのである。そして、誰もが自由に自分の利害を追求して良いという点において市民は平等なのであり、この自由と平等が、人民主権を成り立たせているのである。

以上の議論を本論の構成に従って改めて示すと、次のようになる。第一章「政治的身体論とその歴史的背景」では、「政治的身体」のアナロジーが中世から近代にかけて反復され変容されていき、主権国家の成立とともに「政治的身体」の死が主題化されてく過程を明らかにする。第二章

「ルソーの政治的身体論」では、『政治経済論』と『社会契約論』を取り上げながら、ルソーにおける「政治的身体」のアナロジーは、「意志」や「生と死」の比喩の用い方に独自性があることを明らかにする。第三章「ルソーにおける政治体の生と死」では、ルソーにおける「政治的身体」概念の特徴である「生と死」という観点に特に焦点を当てて、主権行使の様態としての、政府に対する人民の「抵抗」の問題を論じる。第四章「一般意志と特殊意志の結合はいかにして可能か」では、ルソーの人間学における「意志」概念の分析を通じて、特殊意志と一般意志との媒介として「利害」が重要な役割を果たしていることを明らかにする。第五章「理性と情念」では、『エミール』「サヴォワの助任司祭の信仰告白」と『社会契約論』「市民宗教について」における宗教観の違いについて検討することで、後者における宗教の道具的性格を明らかにし、さらに、一般意志を形成する過程における情念の処理に関して、宗教が重要な役割を果たしていることを明らかにする。最後に第六章「ルソーにおける啓蒙の問題—人民が人民になること—」では、『社会契約論』「立法者について」の章で言及される「啓蒙」の問題について、『エミール』における市民教育論と比較しながら検討し、人民が真に自律的な主権者になるためには、教育による個々人の自己完成ではなく、習俗の純化による人民としての自己完成が必要であることを明らかにする。